

広島県告示第九百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定施術所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成二十二年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
元氣整骨鍼灸院	安芸郡海田町新町二番一〇号	安芸郡海田町窪町九番一四号	平成二十二年一〇月一日
元氣整骨鍼灸院	安芸郡海田町新町二番一〇号	安芸郡海田町窪町九番一四号	平成二十二年一〇月一日